

福祉研究助成金規程

(総則)

第1条 本規程は、福祉研究助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の目的)

第2条 一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会（以下、本学会）正会員による研究の活性化及び社会福祉サービスの質の向上に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第3条 保育、介護、障害、ICTなど社会福祉に関連するテーマを助成対象とする。

(申請資格)

第4条 研究助成を受けようとするものは、本学会正会員であること。複数の会員で研究助成を受けようとする場合は、いずれも同会員でなければならない。その場合は、研究の筆頭研究者が申請を行うこと。

(申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする正会員は、所定の申請書類を本学会事務局へ提出しなければならない。

(選考委員会の構成)

第6条 本学会に研究助成選考委員会（以下「選考委員会」という）を設ける。選考委員会は、理事若干名により構成し、学会長が委嘱する。

2 選考委員会の委員長は、学会長が兼任する。

(審査の方法)

第7条 申請のあった正会員の「履歴書・研究活動支援申請書」および「研究活動計画書」を委員長が委嘱する審査員が、福祉研究助成金制度の趣旨に照らして10点満点で評点（一次審査）し、平均点6点以上を対象に、二次審査へ移行する。

2 二次審査は面接を実施し、委員会で協議し採択者（以下、研究助成対象者）を決定する。

(守秘の徹底)

第8条 審査の過程は非公開とし、審査員は審査過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

一 履歴書・研究活動支援申請書および研究活動計画書

- 二 審査員が行う評点及びその集計結果
- 三 審査結果（応募者に開示されるまでの間）

（研究者倫理の遵守）

第 9 条 審査員は、研究者倫理及び社会的倫理に則り、審査過程で知り得たアイデアや成果を自身の利益のために利用してはならない。

（審査結果の開示）

第 10 条 審査結果の開示は、研究助成対象者に通知後、公開する。

（助成金額）

第 11 条 研究助成金額は総額で 100 万円を上限とする。

（審査および配分額確定）

第 12 条 研究助成金配分の決定および配分額については、研究助成選考委員会により決定する。

（投稿）

第 13 条 助成を受けた正会員は、研究活動計画書に記載した研究を 2 年以内に、本学会『日本社会福祉マネジメント学会誌』に投稿しなければならない。なお、投稿論文の末尾には、「〇〇年度、日本社会福祉マネジメント学会から助成を受けた研究である旨」を記載するものとする。

（報告）

第 14 条 選考委員会は、選出された研究助成対象者を理事会へ報告し、理事会は総会に報告する。

（規程の改正）

第 15 条 この規程の改正は、理事会の決議をもって行う。

2 その他本規程に定められていない事項に関しては、理事会において定める。

付則

本規程は、2021 年 1 月 20 日より施行する。